

## 解説



# 国際公会計基準審議会 (IPSASB) 最終文書 『IPSASの改善2015』

IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ  
**伊澤 賢司**

IPSASBテクニカル・アドバイザー／  
公認会計士

ふきや たけお  
**落谷 竹生**

## 1 本最終文書の構成

IPSASBは、2016年4月に最終文書『IPSASの改善2015』を公表した。

本プロジェクトでは、中間的な成果物として2015年10月に公開草案(ED)『IPSASの改善2015』を公表している(本誌2016年1月号「解説 国際公会計基準審議会(IPSASB)公開草案第58号『IPSASの改善2015』」参照)。今回公表された本最終文書は、当該EDに寄せられたコメントをIPSASBで検討し、各基準(IPSAS)の修正箇所の一覧としてまとめたものである。本最終文書はおおむねEDの提案内容をそのまま受け継いでいる。

本最終文書の表題にある“改善”とは、IPSASについて定期的に“個別のプロジェクトを立ち上げるほど重要ではない”修正をまとめて定期的に行うことを指す。今回は特に『公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク』(以下「概念フレームワーク」という。)が2014年10月に完成したことで、その内容を反映するために従来よりも内容が幅広く、以下の4部構成となっている。

パートI	概念フレームワークの第1章から第4章に整合させるためのIPSASの改善
パートII	一般的なIPSASの改善
パートIII	政府財政統計によるIPSASの改善
パートIV	国際会計基準審議会(IASB)によるIPSASの改善

## 2 概念フレームワークの第1章から第4章に整合させるためのIPSASの改善(パートI)

### (1) 質的特性に関する修正

パートIは、2014年10月に公表された『概念フレームワーク』の第1章から第4章に基づく修正であり、大きくセクション1と2に区分される。

セクション1は、質的特性、会計方針、会計方針の選択及び適用に用いられる根拠の優先順位、に関する修正をまとめたものである。特に、『概念フレームワーク』第3章が情報の質的特性として、従来の“信頼可能性”ではなく“忠実な表現”を採用した点に関する修正が、多くのIPSASについて行われている。

(1a)は、IPSAS第1号『財務諸表の表示』の修正である。ここでは、質的特

性に関する上記の信頼可能性の概念変更を一部の条項に反映するとともに、末尾に「付録A」として従来掲載されていた質的特性のリストを削除した。また、IPSAS第1号の「結論の根拠」は、IPSAS全体に関する修正を行う場合にその理由を記載する位置づけとなっており、今回も説明が3項にわたり追加されている。

(1b)は、IPSAS第3号『会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬』の修正である。ここでも、質的特性に関する上記の信頼可能性に関する概念変更を反映している。また、IPSAS第3号第12項は、他に適用できるIPSASが存在しない場合の会計方針の設定と適用に関する指針であるが、その記載を新しい概念フレームワークの質的特性の考え方に整合するように書き直している。

今回の最終文書では、IPSAS第3号の「結論の根拠」にBC13項の文章が新たに追加された。本文第14項の修正経緯を説明したものであるが、本文自体にはEDからの変更はない。

## (2) 信頼可能性に関する注記の追加

前述したように『概念フレームワーク』は、質的特性として従来の“信頼可能性”ではなく“忠実な表現”を採用した。

IPSASBは、『概念フレームワーク』の第5章「構成要素」と第6章「認識」から生じるIPSASの変更は今回の改善プロジェクトの範囲外であるため、「認識規準」及び測定に関する現行基準の文章を今回の改善では修正しないことを決定した。ただし、“信頼可能性”の概念自体は“忠実な表現”に置き換えられるため、認識規準に関する説明文に“信頼して”又は“信頼できる”の用語が使われている

IPSASでは、古い質的特性の用語がそのまま使用されることになってしまう。

そこで、パート1のセクション2では、当該“信頼して”又は“信頼できる”の用語が使用されている個所に注記を設けて、暫定的に当該用語を説明するように修正した。最終文書では、公開草案の注記文案に、「IPSAS第1号BC16項は、信頼可能性の説明に関する経過措置を論じている」という文章が追加されている。

## 3 一般的なIPSASの改善 (パートII)

パートIIは、一般的なIPSASの改善で、IPSASの定期的な見直し作業をまとめたものであり、セクション1と2に区分されている。

セクション1は、IFRS第5号で定められている「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」は、公的部門では限定的にしか適用されないとし、それらに関連する国際会計基準又は国内会計基準への言及を削除する修正である。各IPSASの本文についてはEDと最終文書は同じであるが、「結論の根拠」における説明文がより詳細になっている。

セクション2は、IPSAS第32号『サービスマニファクチャリング：委託者』と、IPSAS第17号『有形固定資産』との間の、類似しない資産が、同じ種類の資産として会計処理されるという不整合を明確化するための修正である。最終文書はEDとおおむね同じ内容である。

## 4 政府財政統計によるIPSASの改善 (パートIII)

パートIIIでは、IPSASの“弾薬”の用語を、政府財政統計上の用語である“軍

用棚卸資産”に置き替え、説明を含めている。また、IPSASの“軍事用設備”の用語を、政府財政統計上の用語である“武器システム”に置き替え、説明を含めている。

IPSASBは、IPSASの用語を可能な範囲で政府財政統計(GFS)報告ガイドラインの用語と整合させる方針を有している。上記はいずれもその一環の修正提案である。また、説明文を付すことで、IPSAS第12号『棚卸資産』及びIPSAS第17号『有形固定資産』の適用範囲をより明確にすることが期待される。

なお、最終文書の本パートは、EDと同様である。

## 5 IASBによるIPSASの改善 (パートIV)

パートIVでは、IASBが国際財務報告基準(IFRS)を改訂したことによる影響を検討している。今回の改善では、果実生成型植物の定義を修正し、果実生成型植物を、IPSAS第17号『有形固定資産』の範囲に含めることとしている。

IPSASBは、IASBが2014年6月に公表した、『農業：果実生成型植物(IAS第16号とIAS第41号への修正)』と題された、IAS第16号『有形固定資産』及びIAS第41号『農業』の修正文書をレビューした。その結果、当該修正を適用しない、公的部門特有の理由は存在しないという結論に至った。

最終文書では、IPSAS第17号に関するEDにおける修正案のうち、果実生成植物に関係ない第52項、BC11項の記載を削除している。

上記の改善は、2017年1月1日から適用される。